

成功するための秘訣が聴ける！

「行政書士資格の活かし方」 セミナー

行政書士 桂井茂敏 2016.2.20

1. 行政書士の業務

第1条の2（業務）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、**官公署に提出する書類**（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他**権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）**を作成することを業とする。

- ② 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を**官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等**（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる**聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続**において当該官公署に対してする行為（弁護士法72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。
 - 二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する**審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続**について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。
 - 三 前条の規定により行政書士が作成することができる**契約**その他に関する書類を**代理人として作成すること**。
 - 四 前条の規定により行政書士が作成することができる**書類の作成**について相談に応ずること。
- ② 前項第2号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

行政手続法第2条（定義）第3号

申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱等の禁止）

弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

第19条（業務の制限）

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りではない。

第21条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 二 第19条第1項の規定に違反した者

2. 行政書士の業務とは

1. 行政書士の業務は相談に応じること

第1条の3

前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること（三号）。



前条に規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること（二号）。



前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること（一号）。

2. 権利義務に関する書類とは

権利義務に関する書類とは、権利の発生、存続、変更、あるいは消滅の効果を生じさせようとして作成する書類をいう。

遺言書の起案及び作成指導、相続人及び相続財産の調査、遺産分割協議書、遺言執行手続き、財産目録、離婚協議契約書、慰謝料請求書、売買契約書、請負契約書、示談書、始末書、会社定款・議事録、就業規則、賃金規定など権利義務に関する書類。

3. 事実証明に関する書類とは

事実証明に関する書類とは、社会生活上の様々な権利、利益が守られるように事実（事項）について証明するために作成する書類をいう。

内容証明郵便、交通事故調査書、財務諸表、会計帳簿、履歴書（会社経歴書、略歴書など）、実施調査に基づく図面（最寄りの駅からの案内図、営業所の半径100m以内の周辺地図、案内図、平面図、見取図、求積図など）など事実証明に関する書類。

刑法第159条（私文書偽造等）

行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

- ② 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- ③ 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

4. 法律相談、書類作成、官公署に提出する

①建設、建築に関するもの

建設業許可申請、経営事項審査申請、建設工事等入札資格審査申請、電気工事業者登録申請、宅地建物取引業者免許申請、建築士事務所登録申請など。

②法人設立に関するもの

株式会社、NPO法人、医療法人、公益（一般）財団法人、公益（一般）社団法人、社会福祉法人の設立（ただし、登記申請の代理は弁護士・司法書士の独占業務）など。

③外国人の在留、国籍に関するもの

在留資格取得・変更許可申請、再入国許可申請、在留資格認定証明書交付申請、永住許可申請など外国人が在留するための手続き、帰化許可申請など日本国籍を取得するための手続き、国際結婚による戸籍の手続きなど。

④営業の許可に関するもの

風俗営業（クラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター）、飲食店営業（スナック、バーなど）、貨物運送業、産業廃棄物処理業、貸金業、旅行業、古物商営業（ブランド品、貴金属、時計、皮革製品類、金券類、自動車、バイク、書籍、厨房設備、事務機器などの中古品再生・販売業）などの営業許可申請など。

⑤自動車、運転許可に関するもの

自動車登録申請、自動車保管場所証明書、交通事故保険金請求、自動車運転免許交付申請など。

⑥知的財産権に関するもの

著作権相談・調査、著作権譲渡・利用許諾契約書作成、著作権登録申請、著作隣接権移転登録申請、プログラム登録申請、種苗法による品種登録申請など。

⑦著作権

著作物の表現そのものを保護する知的財産権で、権利を得るために登録などの手続きを一切必要とせず、作品を創作した時点で権利が自動的に発生する。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条第1項第1号）。

講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、楽曲、楽曲を伴う歌詞、日本舞踊、バレエ、パントマイムなどの振り付け、絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置、芸術的な建築物、地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など、劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分、写真、グラフィック、コンピュータプログラムなどをいう。

3. 行政書士の業務は、会社法務と市民法務

1. 会社法務（B2B）と市民法務（B2C）

2. 行政書士は事務弁護士solicitorである

イギリスの弁護士制度は二元主義である。

①法廷弁護士barrister

法廷での弁論だけを専門に担当する。

②事務弁護士solicitor

一般の法律相談や書類の作成・管理をする弁護士で法廷には立たない。

3. 交通事故示談業者

自動車交通事故による損害賠償の示談とりまとめ等を業とした弁護士法違反事件の一部無罪

「一般市民の日常生活から生ずる簡易で少額な法律事件は、弁護士の通常業務範囲からほとんど全面的に疎外されているとって過言でない。

弁護士でなくても十分処理しうるような簡易、少額な法律事件、法律事務についてまで、弁護士でなければ一切報酬をうる目的をもってしては取扱いえないとすることは社会的衡平の見地から、とうてい許されないであろう。それは特定の職業階層に対し、与えられるべき以上の独占的な営業範囲を与えるとともに、国民一般に対し必要以上の不便、不自由を与えるにすぎないと思われる（昭和46年2月札幌地裁）。」

4. 遺産相続関係手続報酬金請求訴訟

行政書士が、遺産相続手続を行い、依頼人を被告とした報酬請求事件

「相続財産の調査、相続人の調査、相続分なきことの証明書や遺産分割協議書等の書類の作成（中略）右各書類の内容を説明することについては（中略）行政書士の業務の範囲内である。

遺産分割について紛争が生じ争訟性を帯びてきたのにもかかわらず（中略）折衝することは、単に行政書士の業務の範囲外であるというばかりでなく、弁護士法第72条の「法律事務」に該当し、いわゆる非弁活動になる（中略）折衝したことについての報酬を原告は請求できないというべきである（行政書士がその業務範囲を超えて、弁護士法第72条違反の所為に及んだ事件の一部認容・平成5年4月25日東京地裁）。」

5. 観賞用家系図作成に係る行政書士法違反事件

観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士法第1条の2第1項にいう行政書士業務に該当しない。

「事実証明に関する書類とは、官公署に提出する書類に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるべきものである。（中略）被告人が業として家系図を作成した行為は行政書士法19条1項に違反しない（平成22年12月20日最高裁判決）。」

4. 行政書士の法律相談と経営相談

1. 高齢者をささえる法律相談

相続・遺言、認知症と財産管理、成年後見制度

遺言とは <http://www.koshonin.gr.jp/yu.html>

任意後見契約とは <http://www.koshonin.gr.jp/nin.html>

尊厳死宣言公正証書に関する事実実験 <http://www.koshonin.gr.jp/ji.html>

家事事件Q&A http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kazi/index.html

全国裁判所一覧 <http://www.courts.go.jp/map.html>

全国公証役場一覧 <http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>

成年後見制度・成年後見登記制度 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

2. 知的財産権業務

著作権登録申請、種苗法に基づく品種登録申請、プログラムの著作物に係わる登録申請、デジタル時代における音楽著作権・映像著作権の契約業務

文化庁・著作権課 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

(社) 著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

(財) ソフトウェア情報センター <http://www.softic.or.jp/>

知的財産戦略本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

知的財産高等裁判所 <http://www.ip.courts.go.jp/>

特許電子図書館 <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

品種登録ホームページ <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

(社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) <http://www.jasrac.or.jp/>

(独) 中小企業基盤整備機構・知的資産経営支援

<http://www.smrj.go.jp/keiei/chitekishisan/index.html>

3. 国際関係業務

国際結婚と離婚、外国人の就学、雇用、永住、研修、招へい、帰化

国際結婚と国籍法について <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

入国・在留・登録手続 <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

国籍別ビザ（査証）申請 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

帰化許可申請 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/NATIONALITY/6-2.html>

国籍Q&A <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html>

国籍の選択 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06.html>

(財) 国際研修協力機構 (JITCO) <http://www.jitco.or.jp/>

4. ベンチャー、ニュービジネス社会

創業・開業支援、女性の独立起業、ニュービジネス

創業・開業支援のための創業塾 <http://www.jcci.or.jp/sme/sogyojinzai/>

日本政策金融公庫・新創業融資制度

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html

東京都制度融資 <http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/metro-yuusi.html>

東京信用保証協会 <http://www.cgc-tokyo.or.jp/index.html>

無担保無保証融資 <http://www.jcci.or.jp/secret/marukei.html>

中小企業庁・経営サポート <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/index.html>

中小企業庁・金融サポート <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>

(財) 中小企業振興公社・事業承継塾 <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

(独) 中小企業基盤整備機構・ベンチャー支援 <http://www.smrj.go.jp/venture>

5. 公益法人・NPO法人・医療法人・介護保険

公益法人、NPO法人、医療法人

公益法人設立 https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal

NPO法人設立の手引き <http://www.npo-jp.net/tebiki/tebiki.htm>

東京都庁・NPO法人設立 <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm>

医療法人の設立・運営 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/>

福祉保健医療情報ネットワーク <http://www.wam.go.jp>

6. 市民相談、ADR、悪徳商法と消費者、予防法務

ADR、悪徳商法と消費者、内容証明

国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp>

消費生活トラブルと対策方法 <http://www.kokusen.go.jp/jirei/info.html>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省・消費者行政の推進

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/index.html>

裁判外紛争解決手続（ADR）とは

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/tetsuzuki.html>

ADR（裁判外紛争処理手続）情報コーナー <http://www.kokusen.go.jp/adr>

行政書士ADRセンター東京

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/adr/information.html>

5. 行政書士で成功するために！

1. 行政書士資格の先進性を知る。

1. 平成27年1月1日スタートの著作権法改正

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行った。

2. 平成27年1月1日スタートの入管法改正

学校教育の場における、低年齢からの国際交流促進に資するため、中学生、小学生の留学生にも在留資格「留学」が付与される。

3. 平成27年4月1日スタートの入管法改正

①高度人材のための新たな在留資格「高度専門職」を創設

高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のための措置として、現在「特定活動」の在留資格を付与し、各種の出入国管理上の優遇措置を実施している高度人材の方を対象として「高度専門職1号」を設ける。

この在留資格をもって一定期間在留した方を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職2号」を設ける。

②在留資格「投資・経営」が「経営・管理」に変わる

日本国内企業において事業の経営・管理活動を行う外国人を広く迎え入れることができるよう、現行の「投資・経営」の在留資格の名称を「経営・管理」に改め、これまでの外国資本との結びつきの要件をなくした。

国内資本企業の経営・管理を行うことも同在留資格によってできるようになった。

③在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」を一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業のニーズに柔軟に対応するため、業務に必要な知識の区分に基づく「技術」と「人文知識・国際業務」を、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」へと一本化した。

4. 平成27年6月17日に風営法が改正され6月24日に公布。施行は平成28年6月の予定。

①ダンス教室、ダンスホールなど「設備を設けて客にダンスをさせる営業」に対する規制については、6月24日の公布と同時に施行され規制は撤廃された。

②クラブなど「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」については、平成28年6月の施行までは規制されている。

③本年6月までには、政令、国家公安委員会規則、各都道府県の条例、風営法の解釈運用の基準など、具体的な規制の中身が定められていくことになる。

2. 行政書士はあなたの街の法律家、経営法務コンサルタントである。

行政書士の顧問契約書

3. 行政書士の広告・宣伝・営業とは。

- ①商品を作ること、「行政書士」は商品ではない。
- ②開店するには、商品を「仕入れ」て陳列する。値札を付ける。
- ③商品数は、The more the better.
- ④行政書士は「専門分野」をもたなければならない、と言うけれど？
- ⑤広告、宣伝、営業は、ひとりでも多くの人びとに知ってもらう。
- ⑥ホームページ、ブログ、ツイッターなどITの利用。
- ⑦名刺、リーフレット、パンフレット、あいさつ状、年賀状、暑中見舞いなど。
- ⑧DM、営業電話、ポスティング、飛び込み訪問など。
- ⑨広告媒体を利用する。
- ⑩無料相談会の開催、法律相談セミナーの開講、行政書士事務所の開放など。

●講師紹介

桂井茂敏（かつらいしげとし）

行政書士・経営法務コンサルタント、行政書士実践実務研究会代表

前東京都行政書士会理事、前東京都行政書士会著作権相談センター所長

著書に「行政書士でガッチリ稼ぐ本」（日本法令）他多数。

©S.Katsurai 2016. Printed in JAPAN